『天書』逸文からみた大友皇子の即位と「印璽」

西本昌弘

はじめに

天智天皇の崩後に大友皇子が即位したかどうかについては古来から議論がある。私は伴信友の見解を踏まえながら、大友は天智崩後まもなく践祚していた可能性が高く、皇位の象徴たる神器は大友の手に渡っていたであろうと論じた[1]。大友が神器を受けて践祚していたとすると、ことは不改常典の問題とも関わってくる。天智天皇が定めた不改常典は皇位継承や践祚のことと密接に関係するものと考えられ、大友が神器を受けて践祚したとすると、それこそが不改常典に依拠した践祚の最初の実修例であると判断できるからである。

『日本書紀』は壬申の乱を勝ち抜いた天武天皇が編纂を命じたもので、天武やその子孫の意向が強く反映された史書であったために、大友の立太子や践祚・即位に関する記事は書かれていない。しかし、『懐風藻』は大友が「立ちて皇太子と為る」と記し、薬師寺東塔檫銘は天武元年が壬申年の翌年であるかのように書いている。本稿で紹介する「天書世王伝」もそれらと同様の『日本書紀』異伝の一つである。この史料を分析しながら、大友皇子の即位と「印璽」に関する記載の信憑性を検討することにしたい。

一　「天書世王伝」にみえる大友皇子の即位と「印璽」

大友皇子が神器を受けて践祚したことを示唆する記事に「天書世王伝」がある。管見のところ、「天書世王伝」は二つの史料に引用されている。一つは『石清水八幡宮史料叢書』二に収められた「御鏡等事　第三本」という文書中に、次のように引用されたものである。(2)

天書世王伝云、皇子大友、字伊賀、容貌端爽。天開天皇（天智天皇）即世、明年春正月癸巳（二日）、即位。秋七月辛亥（二二日）、男依（東宮将）進二入京師一。遺（遣）二大将軍智尊一、逆二戦於池湯河東一、先勝後敗。輿辞臣馳、幸千你。甲寅（二五日）、薬薨。乙卯（二六日）、男依収二吾印璽一奉二于東宮一。

「御鏡等事　第三本」は、「先代旧事本紀」「日本書紀」「神祇令」をはじめとする和漢の書から神鏡・神璽や七廟・社稷などに関係する記事を引用・集成し、それらの起源や変遷を示そうとしたものである。この「天書世王伝」には大友皇子の即位や「印璽」のことが書かれているが、「池湯河」、「輿辞臣馳」、「幸千你」など意味不明の箇所がある。

いま一つは宮内庁書陵部所蔵の九条本『諸道勘文　神鏡』第三所収の大外記清原頼業勘文に、「先代旧事本紀」「古事記」「延喜式」などとともに引用されたものである。

天書世王伝云、皇子大友、字伊賀、容貎（貌）端爽。天開天皇（天智天皇）即世、明年春正月癸巳（二日）、即位。秋七月辛亥（二二日）、男依（東宮将）進二入京師一。遣二大将軍智尊一、逆二戦於泄湯河東一、先勝後敗。与二群臣一馳、幸二于你一。甲寅（二五日）、薬薨。乙卯（二六日）、男依収二吾印璽一奉二于東宮一。

おおむね「御鏡等事　第三本」所引文と同じであるが、「御鏡等事　第三本」では「池湯河」、「輿辞臣馳」、「幸千你」と書かれていた箇所が、『諸道勘文　神鏡』第三では「泄湯河」、「与群臣馳」、「幸于你」などと記されており、こち

らの方が正確な記述と考えられる。「泄湯河」は瀬田川をさすのであろう。「与二群臣一馳、幸二于你一」とは、大友皇子が群臣とともに走り去り、互いに「你に幸あれ」と励ましあったことをいうのであろうか。

これは壬申の乱における近江朝廷瓦解時の様子を描写したものであるが、『日本書紀』天武元年紀では次のように記されている。七月辛亥（二十二日）、大海人皇子方の将である村国連男依らが瀬田に到り、近江朝廷方の将である智尊らと激しく戦い、勝利した男依らは智尊を橋の傍らに斬った。大友皇子・左右大臣らは逃亡した。壬子（二十三日）には男依らが近江の将犬養連五十君らを粟津市に斬った。ここに大友皇子は逃げて入らん所なく、すなわち還りて山前に隠れて自絞した。乙卯（二十六日）に将軍らは不破宮に向かい、大友皇子の首を大海人皇子に献った。

「天書世王伝」の所伝は『日本書紀』の伝えとおおむね一致しているが、天智没後翌年正月癸巳（二日）に大友が即位したと記すことと、同年七月甲寅（二十五日）に大友皇子が「薬薨」し、同月乙卯（二十六日）に「男依収二吾印璽一奉二于東宮一」、すなわち男依が「吾が印璽」を収めて東宮（大海人皇子）に奉ったと書いていることが、『日本書紀』の記載と大きく異なる点である。

「薬薨」については、書直薬が薨去したことを意味するとの見方も可能であるが[3]、書直薬は『日本書紀』天武元年六月丁亥（二十七日）条に、近江朝から遣わされた駅使韋那公磐鍬の徒で、忍坂直大麻呂とともに大海人方の伏兵に捕らえられたとある人物で、このような脇役の人物の死を「天書世王伝」が記すとは考えにくい。やはり「薬薨」とは大友皇子が薬を仰いで薨じたことを意味するのであろう。『日本紀略』大同二年（八〇七）十一月乙未条に「親王母子、仰レ薬而死。時人哀レ之」とあり、中国正史の『北斉書』にも、武平四年（五七三）五月に蘭陵武王孝瓘が「遂飲レ薬薨」とある。「薬薨」は「仰レ薬而薨」「飲レ薬薨」を略記したものとみなせるのではないか。そうみてよいとすると、大友皇子が「自絞」して死去したとする『日本書紀』の記載とは異なり、「天書世王伝」には大友は「薬」を

仰いで薨去したという別の死因が伝えられていたことになる。

一方、男依が「吾が印璽」を収めて東宮に奉ったというのは、『日本書紀』にはみえない独自の記載である。この記事は近江朝廷側の視点から書かれているようにみえるが、令制下において践祚時に神璽鏡剣を奉上したのが忌部氏であったことを思うと、「吾が印璽」という表現には忌部氏が管掌していた「印璽」が接収されたという意味合いも含まれているように思われる。いずれにしても、「天書世王伝」は大友皇子の即位を認め、皇位と関係するものとして「印璽」を特記している点が注目される。

九条本『諸道勘文　神鏡』は南北朝期の写本で、神鏡に関する勘文を集めたものである。全三巻のうち第二と第三の翻刻が高田義人・臼井和樹両氏によって、第一の翻刻が神戸航介・杉田建斗両氏によってそれぞれ行われ、解説も加えられている(4)。高田・臼井両氏によると九条本『諸道勘文　神鏡』三巻は、『本朝書籍目録』にみえる「諸道勘文二百巻」あるいは「続諸道勘文」の伝本の一つである可能性があり、あるいはこれらからの抄出本かもしれないという。三巻のうち第二・第三の二巻には寿永二年八月の諸道勘文（寿永勘文）が収められているが、寿永勘文は寿永二年（一一八三）七月二十五日の平家の都落ちによって、安徳天皇が神器とともに西国へ向かったのち、神器なしで新帝を立てるべきかどうかについて、諸道に勘文提出を命じた結果、八月十五日・十六日に作成提出された勘文を集めたものである(5)。

「天書世王伝」を引用するのは第三に所収の大外記清原頼業による寿永二年八月十六日付け勘文であり、この頼業の勘文を含めて、寿永の各勘文の多くは、まず践祚し、のちに神器を得た前例を、和漢の文献を博捜して列挙しており、これらの勘文をうけて、同年八月十八日の陣定では諸卿全員が神器なく新帝の践祚を行うべしという結論で一致したという(6)。

清原頼業は勘文中に前掲した「天書世王伝」逸文を引用したのち、さらに別の箇所でこの逸文を踏まえて、次のように述べている。

如二天書世王伝一者、大友皇子嗣レ世即位、天武天皇以二東宮一興レ兵相争、大友敗没之後、始得二印璽一。

頼業は「天書世王伝」の記載から大友の即位を認め、天武は東宮の身分で兵を興して争い、大友が敗れ没したのちにはじめて「印璽」を得たと論じているのである。この「天書世王伝」の記載は平家の都落ち後、神器なく新帝の践祚を行うべしという陣定の多数意見に影響を与えた重要な記事であるが、大友皇子の即位を明記するとともに、皇位と深く関わるものとして「印璽」のことに言及している点が注目される。

後述するように、二種の伝本『天書』を含めて『天書』という書物は偽書とされる場合が多いが、朝廷の求めに応じて提出された勘文に引用されている「天書世王伝」にそのような疑いを容れる余地はない。「天書世王伝」は『天書』の真正なる逸文として認定すべきものであり、そこに記された大友皇子が即位し、近江朝廷の「印璽」を大海人方が接収したという伝えは、『日本書紀』とは異なる所伝として無視できないものといえる。

『日本書紀』のなかから天皇即位時に授受される神器のことに言及した記事を抜き出すと、次のようになる。

① ……今当レ上二天皇**璽符**一。於是、群臣大喜、即日捧二天皇之**璽符**一、再拝上焉。……乃即二帝位一。（允恭元年十二月条）

② 大伴室屋大連、率二臣連等一、奉二**璽**於皇太子一。（清寧即位前紀）

③ 百官大会。皇太子億計（仁賢）取二天子之**璽**一、置二之天皇之坐一。（顕宗即位前紀）

④ 大伴金村大連、乃跪上二天子**鏡剣璽符**一、再拝。……乃受二**璽符**一。是日即二天皇位一。（継体元年二月甲午条）

⑤ 群臣奏上二**剣鏡**於武小広国押盾尊（宣化）一、使レ即二天皇之位一焉。（宣化即位前紀）

⑥　百寮上レ表勧進、至二于三一乃従レ之。因以奉二天皇之璽印一。（推古即位前紀）

⑦　大臣及群卿、共以二天皇之璽印一、献二於田村皇子（舒明）一。……即日即二天皇位一。（舒明元年正月丙午条）

⑧　天豊財重日足姫天皇、授二璽綬一禅レ位。策曰、咨爾軽皇子（孝徳）云々。（孝徳即位前紀）

皇位継承の際に大臣や群臣から奉呈される神器は「璽符」「璽」「璽印」「璽綬」などと表現されているが、このうちの「璽符」については、④に「鏡剣璽符」と記されていることが注目される。この「鏡剣璽符」は「鏡剣の璽符」と読むべきなので、結局、「璽符」は鏡と剣を意味することになろう。⑤が単純に「剣鏡」を奏上と書いているように、皇位継承時に授受される神器は、「璽符」「璽印」「璽綬」などさまざまに表現されたが、それらはいずれも鏡剣を意味するものであったと考えられるのである。

『漢書』文帝紀に「臣謹奉二天子璽符一、再拝上」、『漢書』宣帝紀に「群臣奉二上璽綬一、即二皇帝位一」とあるように、中国皇帝の即位記事には璽符や璽綬を奉上すると書くことが通例で、この場合の璽符・璽綬の実態は伝国璽と呼ばれた玉印と綬（組紐）であった[7]。小島憲之氏は『日本書紀』が『漢書』によって多く潤色されている事実を指摘し、その具体例として、①の允恭即位記事と④の継体即位記事が『漢書』文帝紀に依拠していることを挙げている[8]。『日本書紀』の即位記事には漢籍による潤色が色濃く認められるのであり、璽符・璽綬などと書かれていても、それらは中国の神器とは関わりなく、実際には鏡と剣をさすものであったと理解すべきである。ただし、そのことは允恭以降の大王が即位時に実際に鏡剣を授受したことを意味するものではない。

和田萃氏は④以降の記事をおおむね信じて、璽符である鏡剣が大王位のレガリアとして奉呈されるようになるのは継体以降と推測した[9]。大王墓とみられる大型前方後円墳から鏡や剣が多く出土することから、その可能性はないとはいえないが、『日本書紀』の潤色である可能性を排除できるものではない。一方で直木孝次郎氏は、舒明の即位記事

までは「璽」「璽符」「璽印」という漠然たる書き方をしているので、いずれも『日本書紀』編者の作文であろうとし、孝徳以降の即位記事に史実を認めようとしている。そして、天智が唐の伝国璽にならって三種の神宝を即位時に奉献する儀礼を近江令に定め、これが天智・弘文・天武の即位式で実修されたが、浄御原令以降は二種の神宝（鏡剣）を奉呈する規定に変更されたと結論づけた[10]。

直木説は示唆に富むもので、『日本書紀』の即位記事を批判的に検討する姿勢は継承すべきものである。ただし、近江令が施行されたのは天智十年（六七一）正月のことなので[11]、神宝献上による即位儀礼は大友皇子から実修されたとみる方がよく、またその神宝は浄御原令以降と同じく鏡剣の二種であったと考えるべきである。大王・天皇の即位時に鏡剣を奉呈する慣例は大化前代に遡る可能性はあるとしても、いつからはじまると特定することは困難である。それよりも、中臣が天神寿詞を奏上し、忌部が神璽鏡剣を奉上する形式で行われた践祚儀礼は、養老令から大宝令、さらには浄御原令に遡ることが明らかで、私見ではそれは近江令にまで遡及すると想定している。こうした意味での践祚儀礼における鏡剣献上は近江令ではじめて規定されたとみるべきで、それ以前に同様の践祚儀礼が挙行されたことを示す確実な史料は存在しないといえるだろう。

さしあたり本稿で確認しておきたいのは、『日本書紀』にみえる璽符・璽印が皇位のレガリアたる鏡剣を示すものとして用いられているという事実である。「天書世王伝」にみえる「印璽」は「璽印」と同意とみてよいので、これもすなわち皇位継承時に授受されるレガリアたる鏡剣を意味すると考えられる。そうすると、「天書世王伝」は大友皇子が即位時に得ていた「印璽」を、村国連男依が奪って東宮（大海人皇子）に奉呈したことを語っていることになる。「天書世王伝」の記事は、大友が即位したという事実とともに、皇位を保証するレガリアたる「印璽」が存在したことを示すものであり、きわめて重大な問題について証言していることになる。この史料の信憑性を判断するため

には、『天書』という書物の性格を見極める必要があろう。そこで節を改めて、『天書』について検討してみたい。

二　『天書』『天書帝紀』について

鎌倉時代成立の国書目録である『本朝書籍目録』の神事部に、

天書　十巻　大納言藤原浜成撰

とあり、『天書』は一〇巻で大納言藤原浜成の撰であると記されている。和田英松氏は『長寛勘文』所載の清原頼業勘文に「天書神記」とみえることと、『古語拾遺』の奥書に「天書者帝紀一部十巻、日本紀具書也、此書尤可秘蔵之書也」とあることを踏まえて、「この書は、神代より神武天皇以後に及びたるを以て、或は神記といひ、或は帝紀とも記したるものならんか」と説いた。また、藤原浜成の極官は参議なので、撰者を「大納言藤原浜成」とするのは疑わしく、『長寛勘文』や『釈日本紀』に引くところから、『天書』は院政時代を下らざる成立とみる。さらに、現存する『天書』一〇巻（神代から皇極までを記述）は後世の偽書とした(12)。

これに対して、坂本太郎氏は伝存する二つの『天書』のうち、神代だけを書いた『天書紀』一〇巻は偽書であるが、神代から皇極までを記述した『天書』一〇巻は『釈日本紀』所引の逸文二八条をすべて包含し、文脈に不調和な点がないことから、これを『本朝書籍目録』所載の『天書』と認めてよいと論じた(13)。その後、『天書』の逸文と二種の伝本は神道大系に集成して翻刻されたが、その解題を書いた真壁俊信氏は『天書』を三種類に分け、『長寛勘文』や『釈日本紀』に所引の「天書」は『本朝書籍目録』にいう『天書』であり、院政時代を下らない成立であるが、伝存する『天書』一〇巻と『天書紀』一〇巻とはいずれも近世になって制作されたものであると述べた(14)。

一方、白山芳太郎氏は、『天書』の用明二年条に「吾国者神国也」という中世の神書的主張がみられるので、『天書』

一〇巻（神代～皇極）は平安末期から鎌倉初期にかけての頃に成立したものと考えた⒂。斎藤英喜氏も『釈日本紀』巻八、真床追衾に引かれた「天書第二」の「賜玄龍車、追真床之縁錦衾」という記事は、中世初期の両部神道書『大和葛城宝山記』とほぼ同文なので、『天書』は『日本書紀』を中世仏教によって改変した二次的な神話を含む後生の偽書であると論じた⒃。

以上を要するに、『釈日本紀』所引の「天書」逸文を含む伝本『天書』一〇巻（神代～皇極）は、『本朝書籍目録』所載の『天書』に相当すると認める意見もあるが、神話を仏教的に解釈した記事を含む点からみて、中世成立の後撰本とみる意見に従うべきであろう。したがって、伝本の『天書』一〇巻と『天書紀』一〇巻はともに偽書もしくは後撰本であり、『本朝書籍目録』に引かれる『天書』とは異なる書物であると考えざるをえない。そうなると残るのは、『長寛勘文』所引の「天書神記」と本稿で問題としている『諸道勘文　神鏡』第三所引の「天書世王伝」の二つとなる。これらは『本朝書籍目録』が引く「天書　十巻」の逸文とみてよいのであろうか。

ここで注目すべきは、宮内庁書陵部所蔵の『古語拾遺』明応元年（一四九二）智祐書写本（函号　谷・三三六）に記された次のような識語である（適宜改行し、(イ)(ロ)(ハ)(ニ)の記号を付した）。

(イ)　延暦廿二年三月乙丑、右京人正六位上忌部宿禰浜成等、改二忌部一為二斎部一。己巳、遣二正六位上民部少丞斎部宿禰浜成等於新羅国一、大唐消息。

(ロ)　浜成所レ作天書、非二古事記別書一也。余件天書少々所持者也。兼文記レ之。

(ハ)　或云、此書浜成。卿所レ造、一名二天書一云々。未レ詳二可否一。江家本所レ被二注付一也。天書者、天書帝紀一部十巻、日本紀具書也。

(ニ)　此書尤可二秘蔵一之書也。就レ中本朝秘書等、大半皆允亮初点読之故也。兼直

この識語は現存諸本の祖本の位置を占める嘉禄元年（一二二五）卜部兼直書写本（嘉禄本、天理図書館所蔵）の第一紙の前の料紙に記されていたと考えられるもので、[17]現在の嘉禄本では失われているが、『古語拾遺』のいくつかの古写本では巻首部もしくは奥書部冒頭にこの識語が記載されている。[18]

したがってこの識語は、嘉禄本『古語拾遺』を書写した卜部兼直が本文以前の巻首部にまず(ハ)(ニ)を書き付けたもので、その後、卜部兼文が(イ)(ロ)を追記したものと考えられる。そうなると、卜部兼直はまず(ハ)において、この書すなわち『古語拾遺』は浜成（「卿」は追記）の造るところで、一名天書ともいったという「或云」を紹介したのち、その可否は未詳であるが、江家本に注付されている、「天書」は「天書帝紀一部十巻」で、「日本紀具書」であるなどと述べていることになる。ついで兼直は(ニ)において、この書はもっとも秘蔵すべき書であると論じている。(ハ)の「或云」は『古語拾遺』が浜成の著作で、「天書」とも称されたというが、兼直はこの説の可否は未詳であるとした上で、「天書」は「天書帝紀十巻」のことで、「日本紀具書」であると自説を述べていることになる。

その後、卜部兼文が(イ)において、忌部浜成らの姓を斎部に改めたこと、その斎部浜成らを大唐消息のため新羅に派遣したことを記す『日本後紀』延暦二十二年（八〇三）三月乙丑（十四日）条と同月己巳（十八日）条を引用し、(ロ)において、浜成が作った「天書」は古事記の別書ではなく、余はこの「天書」を少々所持していると述べている。斎部浜成の記事を引用したのちに、「天書」は浜成の作であるとしているので、兼文は「天書」の著者を斎部浜成とみなしていたと考えることができよう。

卜部兼文は鎌倉中期の神祇学者で、文永年間（一二六四～七五）を中心に活躍した。文永十一年（一二七四）六月から翌年十月にかけて一条実経・家経・実家父子らに『日本書紀』の進講を行っており、そのときの問答録が兼文の子兼方が編纂した『釈日本紀』に「先師」説などとして多数引用されている。[19]卜部兼直は鎌倉前期の神祇学者で、歌

人としても高名であった。現存最古の鈔本たる嘉禄本『古語拾遺』を書写したのも兼直であり、兼直は兼文の実父でもあった。[20]卜部家は兼直・兼文の時代に神典の書写や研究をはじめ、神祇氏族としての実力を発揮しはじめたとされる。[21]

卜部兼直や兼文が『古語拾遺』古写本の識語で『天書』のことに言及し、『天書』は浜成もしくは斎部浜成の著作であり、『天書』は「天書帝紀一部十巻」のことで、「日本紀具書」であると証言していることは見逃すことができない。鎌倉時代の学者の記述であるとはいえ、『古語拾遺』の奥書に言及されているということは、『天書』が『古語拾遺』と並ぶ古代の重要な神祇書であると考えられていたことを示す。卜部氏は白川伯家・中臣氏・斎部氏と並ぶ神祇家で、斎部氏作の古書も多く所持していたであろうから、これらの奥書の記載は信憑性が高いといえよう。

そうなると、『天書』は斎部浜成の著作とみるのが正しく、[22]『本朝書籍目録』が『天書』の著者を藤原浜成としているのは誤りである可能性が高い。「浜成撰」と書かれていたのが、藤原浜成撰と誤解されたのではないだろうか。『本朝書籍目録』の巻頭、しかも神事部の最初に『天書』と斎部広成撰『古語拾遺』が並び掲げられていることも、『天書』が斎部浜成の著作であることを強く示唆する。『古語拾遺』奥書にみえる斎部浜成は広成の誤字とする説[23]や、浜成は広成の父であるという説[24]もあるが、両人は兄弟である可能性もあろう。

さらに注目すべきは、通行の『本朝書籍目録』とは異なる異本『本朝書籍目録』には、「天書」とは別に「天書帝紀」なる書物が掲載されている点である。彰考館文庫本『本朝書籍目録』[25]の国史部には、古事記・先代旧事本紀・日本書紀などと並んで、

天書帝紀　十巻

がみえ、新井白石書写本の『日本書籍総目録』[26]の帝紀部には、旧事本紀・古事記・日本書紀などと並び、

天書帝紀　十八（衍カ）巻

が記載されている。前述した『古語拾遺』古写本の奥書に「天書者、天書帝紀一部十巻、日本紀具書也」とあることも考え合わせると、『天書』は『天書帝紀』とも称される場合があり、これは『日本書紀』を読む際の参考書にもなったということになる。そして『天書』＝『天書帝紀』は斎部浜成の著作であったとみられるのである。

前述したように、和田英松氏は『長寛勘文』所引の「天書神記」逸文や『古語拾遺』の奥書をもとに、『天書』は神代より神武天皇以後に及ぶ書であったため、神記とも帝紀とも記されたと説いたが、この見方がおおむね当たっているといえよう。ただし、卜部兼直の注記に「天書者天書帝紀一部十巻」と書かれていたことを重視すると、『天書』は神代から人皇代までを記述した書で、神代の部分は「天書神記」、人皇代の部分は「天書帝紀」とも称されたのではないか。『天書』と『天書帝紀』とはやはり異名同書であると考えられるのである。

『天書帝紀』は「日本紀具書也」とされていた。具書とは中世の訴訟で訴状に添えて提出する証拠書類を意味した（『日本国語大辞典』）。『釈日本紀』巻一、開題には、

問、考$_{二}$読此書$_{一}$、将$_{下}$以$_{二}$何書$_{一}$、備$_{中}$其調度$_{上}$哉。

答、師説、先代旧事本紀、上宮記、古事記。大倭本紀、假名日本紀等是也。

とあり、『日本書紀』を考読するのに備えるべき書物として、先代旧事本紀・上宮記・古事記などをあげている。これらこそ「日本紀具書」といえるもので、『天書』もこれらと同じ意味で「日本紀具書也」と評価されていたのであろう。

さて、『天書』＝『天書帝紀』と「天書世王伝」の関係であるが、前述したように、神代の部分を「天書神記」、人皇代の部分を「天書帝紀」と称したとすると、「天書世王伝」はこのうちの「天書帝紀」すなわち人皇代の部分の逸文

であるといえるのではないか。[27]前節で検討した「天書世王伝」逸文は、伝本『天書』一〇巻のなかに対応する記述が認められないので、平安末期から鎌倉初期までに編纂された後撰本『天書』の逸文ではなく、『本朝書籍目録』所載の『天書』の逸文と認めることができる。そして、この『天書』=『天書帝紀』が斎部浜成の著作であるとすると、神璽鏡剣の奉上に関わった忌部氏に伝わる古伝として軽視できない価値をもつ。

以上から、大友皇子が天智即世翌年（六七二）正月癸巳（二日）に即位し、七月甲寅（二十五日）に薬薨したのち、同月乙卯（二十六日）にその「印璽」が東宮（大海人皇子）に奉呈されたという「天書世王伝」の所伝は、平安初期に斎部浜成が撰した『天書』のたしかな逸文であると認められる。この書は斎部氏に伝わる家記や古伝を踏まえたものと考えられ、『日本書紀』が記載しなかった史実を明らかにするものとして重要であると思われるのである。

おわりに

以上に述べてきたところを要約すると、次のようになる。

一、宮内庁書陵部所蔵の九条本『諸道勘文　神鏡』第三などに引かれる「天書世王伝」は、大友皇子が天智没後翌年（六七二）正月癸巳（二日）に即位したが、京師に進入した東宮方の軍勢に敗れ、七月甲寅（二十五日）に薬薨したこと、大友没後に「印璽」が接収されて東宮（大海人皇子）に奉呈されたことなど、『日本書紀』にみえない史実を記述している。『天書』は偽書とされる場合も多いが、「天書世王伝」は朝廷に提出された勘文に引かれるものなので、その信憑性に疑問を容れる余地はない。『日本書紀』の即位記事からみて、東宮方に接収された「印璽」とは「璽符」「璽印」と同意で、天皇即位時に授受されるレガリアたる鏡剣をさす。

二、『天書』は『本朝書籍目録』に藤原浜成撰の一〇巻本としてみえ、伝本として『天書』一〇巻（神代〜皇極）

と『天書紀』一〇巻が存在する。ただし、『天書』一〇巻は仏教的な神話解釈からみて平安末期以降の成立で、伝本の『天書』『天書紀』はともに偽書もしくは後撰本とみられる。『古語拾遺』古写本の識語や異本『本朝書籍目録』の記載によると、『天書』一〇巻は平安初期の斎部浜成の撰で、『天書帝紀』とも呼ばれたものである。「天書世王伝」は『天書』=『天書帝紀』一〇巻のうち、人皇代を記述した部分のたしかな逸文であろう。『本朝書籍目録』が藤原浜成撰とするのは、斎部浜成撰の誤伝と考えられる。

前稿において私は、元明天皇即位詔などにみえる不改常典は近江令ではじめて定められた神祇令（神令）践祚条を意味するとし、大友・天武・持統・文武の践祚（神器授受）はこの規定に基づいて実施された可能性が高いと論じた[28]。本稿で検討した『諸道勘文　神鏡』第三所引の「天書世王伝」は、大友皇子が即位したことと、大友没後に「印璽」が東宮（大海人皇子）に接収されたことを伝えているので、ここから必然的に大友は践祚時に「印璽」を受納していたことが想定できる。また、斎部氏の著作において「吾が印璽」と表現されているので、この「印璽」を大友皇子に奉上したのが忌部氏であったろうことも推測することができる。

以上のことから、不改常典は天智が近江令にはじめて定めた神祇令（神令）践祚条であると結論づけて問題ないであろう。近江令は天智十年正月に制定された。その後、天智が定めたこの践祚条に従って弘文元年（六七一）正月に大友皇子が鏡剣を受けて践祚した。その「印璽」は壬申の乱をはさんで、天武・持統・文武と受け継がれて元明践祚にまで至った可能性がきわめて高くなったのである。

注

（1）西本昌弘「薬師寺東塔檫銘と大友皇子執政論」（『Ku-ORCASが開くデジタル時代の東アジア文化研究』関西大学アジア・オープン・リサーチセンター、二〇二二年）。

（2）『石清水八幡宮史料叢書』二、縁起・託宣・告文（続群書類従完成会、一九七六年）一九一頁。

（3）高田義人・臼井和樹「九条本『諸道勘文　神鏡』所収の寿永二年諸道勘文について」（小原仁編『変革期の社会と九条兼実―『玉葉』をひらく』勉誠出版、二〇一八年）三九一頁の翻刻文では、「薬甍」の「薬」の右傍に（書直）の校訂注を付して、「薬」が書直薬であることを表示している。

（4）高田義人・臼井和樹注（3）論文、神戸航介・杉田建斗「宮内庁書陵部所蔵九条家旧蔵本『諸道勘文　神鏡』第一巻の紹介と基礎的考察」（『東京大学日本史研究室紀要』二三、二〇一九年）。

（5）高田義人・臼井和樹注（3）論文三四三〜三四五頁。

（6）高田義人・臼井和樹注（3）論文三五三〜三五四頁。

（7）栗原朋信「文献にあらわれた秦漢璽印の研究」（『秦漢史の研究』吉川弘文館、一九六〇年）、好並隆司「伝国璽考」（『史学研究』二四九、二〇〇五年）。

（8）小島憲之『上代日本文学と中国文学』上（塙書房、一九六二年）三二七〜三三二頁。日本古典文学大系『日本書紀』上・下（岩波書店、一九六七年・一九六五年）の頭注も、①の「璽符」は『漢書』文帝紀など、漢籍の成句を借りたもので（上、四三九頁頭注一三）、⑥の即位記事は『漢書』文帝紀の文を多少潤色して用いている（下、二二一頁頭注一八・一九）と指摘している。

（9）和田萃「タカミクラ―朝賀・即位式をめぐって―」（『日本古代の儀礼・祭祀・信仰』上、塙書房、一九九五年）一九八頁。

（10）直木孝次郎「建国神話の虚構性」（『神話と歴史』吉川弘文館、一九七三年）一二八〜一三二頁。

（11）田中卓「天智天皇と近江令」（『田中卓著作集六　律令制の諸問題』国書刊行会、一九八六年）、吉川真司「律令体制の形成」（『律令体制史研究』岩波書店、二〇二二年）。

（12）和田英松『本朝書籍目録考証』（明治書院、一九三六年）一〜三頁。

（13）坂本太郎「天書管見」（『日本古代史の基礎的研究』上、東京大学出版会、一九六四年）。

（14）真壁俊信「解題　天書」（神道大系　古典編一三『海部氏系図・八幡愚童記・新撰亀相記・高橋氏文・天書・神別記』神道大系編

纂会、一九九二年)。

(15) 白山芳太郎「天書の本文と解題」(『皇学館大学紀要』二八、一九九〇年)、同「天書の性格」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊三、一九九〇年)、同「『天書』」(『歴史読本』一九九八年九月号)。

(16) 斎藤英喜「『日本書紀』注釈史と天皇即位儀礼」(『鷹陵史学』四四、二〇一八年)三九～四一頁。

(17) 石井正敏「『古語拾遺』の識語について」(『日本歴史』四六二、一九八六年)。なお、嘉禄本の奥書については、鈴鹿三七「古語拾遺」(『上代日本文学講座』五、書目提要篇、春陽堂、一九三八年)を参照。

(18) 巻首部にこの識語を記すのは、宮内庁書陵部所蔵明応元年智祐書写本、蓮左文庫本、国学院大学図書館所蔵梵舜書写本Aなど、奥書部冒頭に記すのは、愛媛大学所蔵鈴鹿文庫本、宮内庁書陵部所蔵梵舜B本などである。石井正敏注(17)論文七五～七六頁参照。

(19) 太田晶二郎「前田育徳会所蔵釈日本紀解説　附引書等索引」(『太田晶二郎著作集』五、吉川弘文館、一九九三年)四～五頁、岡田荘司「日本書紀神代巻抄解題」(『兼倶本・宣賢本日本書紀神代巻抄』続群書類従完成会、一九八四年)一三～一四頁、西田長男「卜部神道の成立と一条家の人びと」(『日本神道史研究』中世編下、講談社、一九七九年)一四二～一四三頁。

(20) 『宮主秘事口伝』が引く兼文宿禰記に「親父兼直宿禰」とあり、兼文の実父は吉田流の兼直であったが、兼文は平野流の兼頼の養子となった。岡田荘司注(19)論文二七頁、西田長男注(19)論文一四二頁。

(21) 西田長男「卜部家に於ける古典の研究(上)」(『国学院雑誌』四五―三)四三頁。

(22) 元禄九年(一六九六)十一月に大伴重堅が刊行した刊本『古語拾遺』の書後に「延暦年中浜成作二天書一、而其書既逸、今不レ可二得検一焉」とあり、清原貞雄『日本古代史論』(雄山閣、一九三七年)が「平安時代の初忌部浜成の書いた天書(此の書は疑わしいものではあるが)」(一〇〇頁)と記すなど、『天書』の撰者を斎部浜成とみる意見も少数ながら唱えられていた。

(23) 池辺真榛『古語拾遺新註』(大岡山書店、一九二八年)三二頁。

(24) 平田篤胤『古史徴』(『平田篤胤全集』第一二、法文館書店、一九一四年)一之巻二四一頁、一之巻三六頁。

(25) 国文学研究資料館に架蔵の紙焼写真(J五〇)によって確認した。なお、この写本については、久保木秀夫「彰考館徳川博物館蔵「本朝書籍目録」」(『中古中世散佚歌集研究』青簡舎、二〇〇九年)に部分翻刻がなされており、そのなかに問題の「天書帝紀十巻」も含まれている(四三四頁)。

(26) 新成簣堂叢書第五冊『日本書籍総目録』(民友社、一九三二年)。
(27) 高田義人・臼井和樹注(3)論文三四九頁は、神代の記述を「天書神記」としたのに対して、天皇の代の記述を「天書世王伝」とした構成になっていたのかもしれないと推測している。
(28) 西本昌弘「不改常典と神祇令践祚条」(同編『日本古代の儀礼と社会』八木書店、二〇二四年)。